

本人運転以外の場合における追加の提出書類について

《同一生計者による運転（家族運転）》

同一生計者とは…身体障害者等と互いに協力扶助し、日常生活の資を共通にしている親族

■障害者と運転者の住所により、以下の提出書類が必要です。

※市内に住民票があり、住所や続柄、生計状況が野々市市税務課で確認できる場合は不要

障害者と運転者の住所	追加の提出書類
同居（同住所同世帯）	世帯全員の住民票
同居（同住所別世帯）	各世帯の住民票
	障害者と運転者の続柄が確認できる書類（戸籍抄本等）
別居（別住所）	各世帯の住民票
	障害者と運転者の続柄が確認できる書類（戸籍抄本等）
	障害者と生計を一にする親族であることが確認できる書類（保険証、源泉徴収票、税申告書の写し等）

■使用目的により、以下の提出書類が必要です。

使用目的	追加の提出書類	証明者	使用頻度の要件
障害者の通学	使用目的証明書（通学）	学校長	
障害者の通園	使用目的証明書（通園）	園長	
障害者の通院	使用目的証明書（通院）	医師	2, 3 か月に 1 回程度
障害者の通所	使用目的証明書（通所）	施設長	
障害者の寄宿先等から自宅への週末帰省	使用目的証明書（週末帰省）	施設長	月 2 回以上 (年 37 回程度)
障害者の通勤	使用目的証明書（通勤）	代表者	
障害者の生業	使用目的証明書（生業）	町会長又は民生委員	

《常時介護者による運転（介護者運転）》

常時介護者とは…事前に福祉総務課において証明され、身体障害者手帳に常時介護者として氏名等の記載がある者

福祉総務課で常時介護者の証明を受ける際の基準

- ・身体障害者等のみで構成される世帯である
- ・介護期間が少なくとも1年間以上である
- ・週3日程度以上障害者の通学、通院、通所、通勤、生業のため、軽自動車の運転を行っている、又は行う見込みがある

■以下の提出書類が必要です。

※市内に住民票があり、住所が野々市市税務課で確認できる場合住民票は不要

追加の提出書類	備考
障害者世帯全員の住民票	
常時介護者の住民票	有料で介護サービスを受けている場合は、契約書又は介護申込書等、介護を受けていることを証する書面の写しで可
「運行計画書」及び「証明書」の写し	福祉総務課で常時介護者の認定を受ける際に提出するものの写し ※家族運転の場合に提出必要となる「使用目的証明書」でも可